

◎個人住民税額シミュレーションシステム操作マニュアル

1. 内容を確認のうえ、「同意する」ボタンを押してください。



市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

ご利用前に以下の内容を確認してください

税額試算について

- 令和5年度分の市民税・県民税の税額試算を行うことができます。
- ふるさと納税の目安額を試算できます。
- 試算した税額等は確定額ではありませんので、あくまでも参考としてご利用ください。
- 試算のために入力されたデータは保存されません。

申告書作成について

- 令和5年度分の市民税・県民税申告書を作成できます。
- 作成した申告書は印刷して提出することができます。
 - 本人の住所・氏名や扶養親族の氏名等の必要な項目について、PDF上または手書きで追記してください。
 - 分離課税の収入がある方は、別様式の提出が必要となるため申告書を作成できません。
 - 医療費控除の明細書、寄附金の領収書、各種控除証明書、源泉徴収票等の原本を申告書とともに提出してください。

ご利用ガイド

ご利用前に[こちら](#)をご確認ください。

以上にご同意いただける方は下の「同意する」をクリックしてください。

同意する

お問い合わせ先

田原市役所 税務課 市民税係
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
電話 0531-23-3509

2. 生年月日を入力後、収入の種類に応じたボタンを押してください。給与(年金)収入のみの方は、源泉徴収票を見ながら入力すると便利です。

試算したい年度・生年月日を入力し、以下のボタンを押してください。

試算したい年度

申告される方の生年月日 **必須**

給与収入のみの方	給与所得の源泉徴収票を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
年金収入のみの方	公的年金等の源泉徴収票を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
収入・控除がなかった方	課税される収入がなかった方の住民税申告書作成ができます。
上記以外の方	複数の資料を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。

退職された方 退職金に対する税額が試算できます。

3. 所得や控除等の入力が入力が全て済んだら、「税額計算」ボタンを押してください。

所得金額 (総合課税)		
事業所得	営業等	0円
	農業	0円
		<input type="button" value="事業所得入力"/>
不動産所得		0円
		<input type="button" value="不動産所得入力"/>
利子所得		0円
		<input type="button" value="利子所得入力"/>
配当所得		0円
		<input type="button" value="配当所得入力"/>
給与所得		0円
		<input type="button" value="給与所得入力"/>
雑 (公的年金・業務・その他) 所得		0円
		<input type="button" value="雑所得入力"/>
総合所得・一時所得		0円
		<input type="button" value="総合所得・一時所得入力"/>
<input type="button" value="税額試算"/>		<input type="button" value="申告書作成"/>

4. 市民税・県民税額の試算結果が表示されます。画面を下にスクロールしていくと、ふるさと納税の目安額が表示されます。

試算結果は実際の金額と異なる場合がありますので目安としてご利用ください。

メニュー / 令和5年度 所得・控除等情報入力 / 令和5年度 税額試算結果

税額試算結果			
算出税額			
税額	市民税	所得割額	0円
		均等割額	0円
	県民税	所得割額	0円
		均等割額	0円
	年税額		0円
充当後年税額			0円

ふるさと納税目安額

自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安
(この試算で算出された額) 0円

※シミュレーション結果はあくまでも参考値としてご利用ください。実際の計算結果と異なる場合がありますのでご注意ください。
※実際の控除額・控除限度額はふるさと納税を行った年の収入・所得・控除によって算出されます。
※特例控除額の限度額は、調整控除適用後の所得割額の20%となります。
※寄附金控除により所得税率が変動する場合、「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」の額は、実際の金額と異なる場合があります。
※分離課税、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除、住民税の非課税制度等により、限度額まで適用されない場合があります。
※分離課税の有無にかかわらず、申告特例控除額は総合課税分を基にした控除割合で算出されます。
※ふるさと納税フロンティア特例制度で「適用」を選択した場合、申告特例控除額を試算していますが、条件によっては制度の適用対象外になる場合があります。詳細は以下のリンクからヘルプをご確認ください。

[ふるさと納税フロンティア特例制度](#)

5. 申告書を作成する場合は、「申告書作成」をクリックしてください。申告書を提出する際は、氏名等の必要事項を追記したうえでご提出ください。